

静岡県告示第911号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和3年12月17日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年12月17日

静岡県知事 川勝平太

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	稲取港線	賀茂郡東伊豆町稲取字材木田315番から 賀茂郡東伊豆町稲取字平1649番の2まで	下田土木事務所
一般国道	135号	伊東市大原一丁目111番の3から 伊東市東松原町246番の2地先まで	熱海土木事務所
一般国道	414号	伊豆の国市長岡字桶田248番の5から 伊豆の国市長岡字桶田343番の2まで	沼津土木事務所
県道	伊豆長岡三津線	伊豆の国市長岡字桶田245番の14から 伊豆の国市小坂字柳壺165番の4まで	沼津土木事務所
県道	須走小山線	駿東郡小山町菅沼字ツウジハナ1843番の7から 駿東郡小山町吉久保字田代畑412番の5地先まで	沼津土木事務所
県道	沼津小山線	駿東郡小山町吉久保字三ヶ久保200番の4地先から 駿東郡小山町藤曲字落合54番の61地先まで	沼津土木事務所
県道	沼津小山線	御殿場市萩原字廣町485番の11から 御殿場市二枚橋字大道128番の6まで	沼津土木事務所
県道	仁杉柴怒田線	御殿場市仁杉字岩ノ上732番の17から 御殿場市仁杉字藤原624番の1まで	沼津土木事務所
県道	富士富士宮由比線	富士宮市大宮町235番の17から 富士宮市浅間町274番の17まで	富士土木事務所
県道	岩淵富士川 停車場線	富士市岩淵字上ノ原40番の2から 富士市中ノ郷字塚町下814番の2地先まで	富士土木事務所
県道	藤枝黒俣線	藤枝市岡出山一丁目16番の10地先から 藤枝市岡出山一丁目9番の12地先まで	島田土木事務所
県道	堀之内青島線	藤枝市堀之内1丁目1番の5地先から 藤枝市水上字榎田118番の2まで	島田土木事務所
県道	相良大須賀線	菊川市下平川字荒添5200番の14から 菊川市下平川字川田6213番地先まで	袋井土木事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和3年12月17日